

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（仮称）における
規制内容（案）について

1. 規制対象等

(1) 対象行為

堺市条例における規制内容（案）	
○ 規制の対象とする行為は、土地への土砂の埋立て、盛土、 <u>切土及び土地への土砂の堆積行為</u> （以下「埋立て等」）とする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 埋立て、盛土及び堆積	○ 埋立て、盛土、切土

【考え方】

- 規制の対象とする行為は、災害発生等のおそれがあるものを幅広く捉える観点から、埋立て、盛土・切土及び堆積行為（以下「埋立て等」）とする。

(2) 規制地域

堺市条例における規制内容（案）	
○ 規制地域は、 <u>市域全域</u> とする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 府域全域	○ 市街化調整区域

【考え方】

- 埋立て等は主に山間部を中心に行われることが想定されるものの、山間部以外でも小規模な埋立て等が行われる可能性は否定しきれないことから、規制地域は市域全域とする。

(3) 規制内容

① 崩落等の防止

堺市条例における規制内容（案）	
○ 全ての埋立て等について、土砂が崩落し、または流出しないよう必要な措置を講じることを義務付ける。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 崩落等の防止の規定なし	○ 崩落等の防止の規定なし

【考え方】

- 埋立て等による崩落等が起こった場合、周辺住民の生命や財産に直接影響が及ぶことから、崩落のおそれがある場合は、必要な措置を講じるよう義務付ける。

② 許可対象

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立て等事業者は、500 m²以上の埋立て等を行う場合、あらかじめ市長の許可を得ることとする。 ○ ただし、500 m²以上の埋立て等であっても、<u>崩落等のおそれが高い軽易なものについては、許可の対象外</u>とする。 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 3,000 m ² 以上の行為は、知事の許可	○ 許可制度なし

【考え方】

- 規制の対象とする規模については、宅地造成等規制法等で地盤・擁壁・排水施設などについての技術基準満たす必要があるとされている 500 m²以上の埋立て等を許可の対象とする。
- ただし、500 m²以上の埋立て等であっても、崩落等のおそれが高い軽易なものについては、事業者の負担軽減の観点から、許可の対象外とする。
（③のとおり、届出にて把握）

※ 軽易な埋立て等としては、農産物の品質保全を目的とした農地の改良やかさ上げ、運動場等の維持管理のための整備、一時堆積などを想定しており、詳細は施行規則において定める予定。

③ 届出対象

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>埋立て等事業者は、許可の対象外となる軽易な行為、及び 500 m²未満かつ高さ 3m以上の埋立て等を行う場合、あらかじめ市長に届け出ることとする。</u> 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 届出制なし	○ 1,000 m ² 以上かつ高さ 1m以上の行為、又は 1,000 m ² 未満かつ高さ 3 m以上の行為について届出

【考え方】

- 許可の対象外となる軽易な埋立て等についても、埋立て等の行為が行われることを把握するため、届出を義務付ける。
- また、500 m²未満であっても、高さ 3mを超えるものについては、崩落時に影響が大きくなるおそれがあることから、その行為を把握するため、届出を義務付ける。

④ 適用除外

堺市条例における規制内容（案）	
○ 国や地方公共団体が実施する行為、大阪府条例等同様の目的を持つ他法令の許可等を受けた行為は適用除外とする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 公共工事及び同様の目的を持つ他法令の許可を受けたものは適用除外	○ 公共工事及び大阪府条例等同様の目的を持つ他法令の許可を受けたものは適用除外

【考え方】

- 国や地方公共団体が実施する行為については、事業の公共性が高く、その維持管理についても責任の所在が明確なことから、条例の適用を除外する。
- また、規模の大きいものは府条例で、それ以外のものを市条例で補完し、不適正な埋立て等の防止という目的を達成していくことが適切であること、同様の手続きを二重に課すこと合理性に欠けることから、大阪府条例等の同様の目的を持つ法令等の許可等を受けた行為については、条例の適用を除外する。

（規制内容の比較及び全体イメージは、参考２－１のとおり）

2. 事前協議及び周辺住民への周知等

（1）事前協議

堺市条例における規制内容（案）	
○ 許可申請にあたっては、あらかじめ市長と事前協議を行うこととする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 許可申請にあたり事前協議を義務付け	○ 事前申出書手続きを規定

【考え方】

- 今回検討している条例では、周辺住民への説明会をはじめとして、多くの規定を設ける予定であることから、申請手続きを円滑に進めるため、市長と事前協議を行うことを義務付ける。

(2) 土地所有者の同意

堺市条例における規制内容（案）	
○ 許可申請又は届出にあたっては、あらかじめ、埋立て等を行う土地の所有者に同意を得ることとする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 許可申請にあたり、事前に埋立てを行う土地の所有者の同意を取得	○ 周辺関係者の理解を得るよう努める

【考え方】

- 適正な埋立て等が行われるためには、土地所有者にも相応の役割を担ってもらうことが重要なことから、その責任の所在を明らかにするため、埋立て等を行う者はあらかじめ土地所有者の同意を得ることを義務付ける。

(3) 周辺住民への周知

堺市条例における規制内容（案）	
○ 許可申請にあたっては、周辺住民に対し、埋立て等の概要について説明会の開催等により周辺住民に周知を行うこととする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 許可申請にあたり、説明会の開催等により、埋立て等の概要について周知	○ 周辺関係者の理解を得るよう努める

【考え方】

- 埋立て等の行為は、行為地周辺の住民等に様々な影響を与えることが考えられることから、事業を進めるにあたっては、周辺住民の理解を得ることが重要であるため、説明会の開催等により、周辺住民への周知を義務付ける。

3. 手続き等

(1) 許可申請手続き等（許可対象行為の手続き）

① 許可申請

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可申請にあたっては、下記「許可の基準」に適合しているかの審査にあたり必要な事項（埋立て等に使用される土砂の量、搬入計画、土地や土砂の堆積の形状、施設の配置計画、水質検査や災害の防止・生活環境保全のための措置内容等）を申請書に記載させるとともに、関係する図面や土地所有者の同意書等の必要書類を添付させる。 ○ 許可の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①許可申請しようとする者（役員や使用人含む）が欠格要件（過去に府条例等の関係法令の改善命令等の処分を受けている、暴力団関係者である等）に該当しないこと。 ②土砂埋立て等を適正に行う資力を有しないことが明らかな者でないこと。 ③土地所有者の同意を得ていること。 ④現場事務所を設置し、管理責任者を置くこと。 ⑤土砂埋立て等の申請内容が構造上の基準等（地盤調査、法面勾配、擁壁、排水施設、沈砂池 他）に適合しており、災害の防止や水質検査の実施に関して必要な措置が図られていること。 ○ 許可の期間は、最長で3年間とする。 ○ 市長は、許可にあたり、災害の防止又は生活環境の保全上必要な条件を付することができることとする。 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 上記本市における規制内容（案）と同様の基準を規定	/

【考え方】

- 条例の規定に従った適正な埋立て等の行為の遂行を期待しえない者を排除するため、過去に府条例等の関係法令の改善命令等の処分を受けていないことや暴力団関係者でないこと等を要件とする。
- また、資力のないいわゆるペーパーカンパニーが十分な準備工等を実施せず、安全に埋立て等を完了させるための土砂の量を超えて受け入れ、そのまま行為地を放棄するといった例もあることから、事業を行うに足る資力等を有することも要件とする。
- 埋立て等の行為に伴う土砂の崩落や流出等の災害の発生を防止するため、埋立て等の施行に関する技術上の基準を満たすことを要件とする。
- 計画どおり事業が行われているかの管理や、周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を市が指導する場合などの責任の所在をあらかじめ明確にするために、現場事務所の設置や現場管理責任者の配置を要件とする。

- 許可の期間は、周辺市との整合性を考慮し最長3年とする。
- その他、市長が災害の防止上又は生活環境の保全上必要と認める場合は、許可にあたって必要な条件を付することができることとする。

② 変更許可

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受けた事業者が事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を得ることとする。 ○ ただし、氏名等の変更や、土砂の量の減少、埋立て等の期間の短縮などの軽微な変更については、事後の届出で足ることとする。 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 上記本市における規制内容（案）と同様の基準を規定	

【考え方】

- 変更前の計画のまま規模や土量を増加させた場合、構造上の基準を満たすことができず、災害等が発生するおそれがあることから、再度申請させ、改めてその安全性を審査するものとする。

③ 着手の届出

堺市条例における規制内容（案）	
○ 許可を受けた事業者は、当該埋立て等に着手した後10日以内にその旨を市長に届け出ることとする。	
大阪府条例	堺市要綱
○ 許可を受けた事業者は、着手後10日以内に届出	○ 事業に着手しようとするときは、工事着手届を提出

【考え方】

- 施工の実施状況を把握するため、着手後10日以内に届け出ることとする。

④ 完了等の届出

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受けた事業者は、埋立て等を完了、廃止、休止、再開したときは、その旨を市長に届け出ることとする。 ○ 上記届出があったときは、市長は許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を事業者に通知する。 	
大阪府条例	堺市要綱
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受けた事業者は、事業の完了、廃止、休止、再開時に届出 ○ 届出があったときは、許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を事業者に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の完了、廃止時に届出

【考え方】

- 埋立て等の完了、廃止、休止時において、許可及び届出の内容もしくは構造上の基準に適合しているかどうかの確認をするため、届け出ることとする。
また、施工の実施状況を把握するため、再開したときは届け出ることとする。

⑤ 土地所有者への通知

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、許可取得後に、土砂埋立て等に同意をした土地所有者に対し、許可の内容を書面で通知することとする。 	
大阪府条例	堺市要綱
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可取得時に土地所有者に対し、その内容を通知 	/

【考え方】

- 土地の所有者は同意をする際に申請等予定者からその内容の説明を受けているが、最終的な許可の内容を知らなければ施工の状況の確認ができないことから、許可を受けた者は、その内容を土地所有者に通知することとする。

(2) 軽易な埋立て等に係る手続き（届出対象行為の手続き）

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>軽易な埋立て等に係る届出にあたっては、必要な事項（埋立て等に使用される土砂の量、土地や土砂の堆積の形状等）を届出書に記載させることとする。</u> ○ <u>届出が受理された事業者は、埋立て等の計画を変更するとき、並びに埋立て等を完了、廃止、休止、再開したときは、その旨を市長に届け出ることとする。</u> ○ <u>上記届出があったときは、市長は許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を事業者に通知する。</u> ○ <u>事業者は、届出受理後に、土砂埋立て等に同意をした土地所有者に対し、届出の内容を書面で通知することとする。</u> 	
大阪府条例	堺市要綱
/	/

【考え方】

- 軽易な埋立て等については、その行為の把握がその主な目的であるが、届出書を受理するにあたっては、その計画が災害の発生を防止するための技術上の基準を満たすか確認するうえで必要な事項を記載させることとします。
- 埋立て等の完了、廃止、休止時において、届出の内容もしくは構造上の基準に適合しているかどうかの確認をするため、届け出ることとする。
- 土地の所有者が施工の状況の確認を行えるよう、許可の手続き同様、届出を受理された者は、その内容を土地所有者に通知することとする。

4. 工事中の義務等

(1) 許可を受けた又は届出が受理された事業者の義務

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を受けた事業者に対して、次の内容を義務付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認並びにその報告 ②<u>3か月ごと及び完了時の水質検査及びその結果の報告</u>、排水の水質基準の遵守 ③土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成 ④搬入した土砂の量の報告（土砂管理台帳の写しを添付） ⑤氏名又は名称その他事業の概要を記載した標識の掲示及び埋立て等区域の境界を明示するための境界標の設置 ⑥現場事務所における関係書類及び土砂管理台帳の閲覧、保存 ○ <u>届出が受理された事業者に対して、次の内容を義務付ける。</u> <ul style="list-style-type: none"> ①搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認 ②<u>排水の水質基準の遵守</u> ③<u>土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成、保存</u> ④<u>氏名又は名称その他事業の概要を記載した標識の掲示及び埋立て等区域の境界を明示するための境界標の設置</u> 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 上記本市における規制内容（案）と同様の内容を規定	

【考え方】

- 汚染された土砂が埋立て等に使用されることを未然に防止するため、土砂の発生場所やその性状を確認させ、市長に報告させることとする。
- 市民の安全・安心の確保の観点から、土砂の発生場所において汚染のおそれがないかどうかの確認に加え、定期的に水質検査を実施させ、健康被害が生じるおそれがないか確認させることとする。なお、施工期間が短く排水の採取ができないことも考えられることから、採水がされずに事業が完了されることがないよう事業完了後に水質検査を実施させることとする。
- 適正に埋立て等の施工を行うためには、行為者自らによる日々の適正な施工管理が重要であることから、事業者には土砂の搬入量、発生場所、搬入車両に関する情報などを記載する管理台帳を整備し、市に定期的に土砂の搬入量等を市に報告させることとする。
- 埋立て等の施工中は、周辺住民の不安を解消するため、事業の概要を記載した標識や埋立て等区域の境界を明示するための境界標を設置させるとともに、施工現場において工事進捗を示す書類や市への報告書等を閲覧に供させることとする。

- なお、埋立て等の届出については、行為の把握が目的であることから、汚染のおそれの確認や排水基準は課すものの、水質検査や市長への報告等は規定しないこととする。

(2) 土地所有者の義務

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立て等に同意をした土地所有者に対し、次の内容を義務付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①埋立て等が行われている間、毎月1回以上の施工状況の確認 ②不適正な埋立て等が行われていることを知った場合における、事業者への中止、原状回復等の要請及び市長への報告 ③土砂の崩落等の発生又はそのおそれがあることを知った場合における市長への報告 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 上記本市における規制内容（案）と同様の内容を規定	○ 規定なし

【考え方】

- 許可や届出内容を逸脱した埋立て等の行為により崩壊等の災害の発生の危険がある場合、行為者が一義的な責任を負うものとする。
- なお、将来にわたり土地所有者が自らの土地を管理する基本的な責務があるため、適正な施工が行われるよう相応の役割を負うものとする。

5. 規制遵守のための担保措置

(1) 報告徴収及び立入検査等

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、事業者及び土地所有者に対して、必要な事項の報告を求めることができることとする。 ○ 職員が管理事務所等に立ち入り、帳簿、書類等を検査することができることとする。 ○ 必要があると認められるときは、6か月を超えない範囲で土砂搬入禁止区域を指定することができることとする。 	
大阪府条例	堺市要綱
○ 上記本市における規制内容（案）と同様の内容を規定	○ 規定なし

【考え方】

- 埋立て等が適正に行われているかを確認し、担保するため、埋立て等を行う事業者及び土地所有者に対し、施工の状況、埋立て等区域からの排水の水質測定結果及び土砂の土質分析結果その他生活環境の保全上必要な事項の報告の徴収や、事務所等への立入検査を実施できることとする。
- 埋立て等を継続することにより、人の生命等を害するおそれがあると認められる場合、特定の個人に対しその区域への土砂の搬入を禁止するだけでは、実効的に停止させることが困難な場合もあることから、区域を指定し、すべての者の土砂の搬入を禁止することができることとする。

(2) 行政処分、公表、罰則

堺市条例における規制内容（案）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 無許可や基準に違反した事業者に対し、災害を防止するために必要な措置又は土砂埋立て等の停止の命令、許可の取消しをできることとする。 ○ 上記命令を受けた事業者がその命令に係る措置を講じないときは、施工状況の確認等の義務を怠った土地所有者に対し、必要な措置を命令することができることとする。 ○ 上記命令をした場合、氏名又は名称、命令の内容等を公表できることとする。 ○ 無許可で埋立て等を行った者、偽りその他不正な手段により許可を受けた者、命令に違反した者、届出・報告の拒否又は虚偽の報告等をした者に対し、罰則を科すこととする。なお、上記行為者のほか法人にも罰則を科すこととする。 	
大阪府条例	堺市要綱
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記本市における規制内容（案）と同様の内容を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規定なし

【考え方】

- 条例の規定を遵守させるため、基準に違反し、災害の発生や生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合や、義務の不履行等に対しては、命令、許可の取消し、名前の公表、更には命令に従わない場合等の罰則などの担保措置を規定する。